

京都市告示第 486 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条 3 条第 1 項に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等及び里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 3 月 11 日

京都市長 門川 大作

(指定農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	静市水0215号	左京区静市静原町 5 7 8 番地先 左京区静市静原町 5 7 5 番 1 地先
2	静市水0216号	左京区静市静原町 5 9 1 番 1 地先 左京区静市静原町 5 8 1 番 2 地先
3	静市水0217号	左京区静市静原町 5 9 6 番地先 左京区静市静原町 5 8 0 番 1 地先

(変更農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	静市水0045号	旧	左京区静市静原町 5 9 5 番地先 左京区静市静原町 5 7 8 番地先
		新	左京区静市静原町 5 9 5 番地先 左京区静市静原町 5 8 1 番 1 地先
2	静市水0050号	旧	左京区静市静原町 5 9 1 番 1 地先 左京区静市静原町 5 7 5 番 1 地先
		新	左京区静市静原町 5 9 1 番 1 地先 左京区静市静原町 5 8 1 番 1 地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)